

同志社大学任期付教員任用規程

2003年10月25日

制定

2003年11月1日

施行

2023年2月25日

改正

(目的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号）（以下「法」という。）の第5条第2項の規定に基づき、同志社大学（以下「本学」という。）において任期を定めて任用する教員（嘱託講師及び客員教員を除く。以下「任期付教員」という。）の任用について定める。

(任期付教員を任用できる組織等)

第2条 法第4条第1項第1号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 法第4条第1項第2号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表第2のとおりとする。

3 法第4条第1項第3号により任期付教員を任用できる組織、職名、任期及び再任に関する事項については、別表第3のとおりとする。

(任用手続)

第3条 任期付教員の任用に関する事項は、当該学部教授会又は当該研究科教授会その他別に定める規程に基づく審議及び部長会の審議を経て、学長が決定する。

(契約等)

第4条 任期付教員を任用する場合は、別に定める文書により、任用される者と任期を定めた契約を交わすものとする。ただし、契約期間は、過去に学校法人同志社との間で締結された有期労働契約の契約期間（労働契約法第18条第2項及び法第7条第2項の規定の適用を受ける契約期間を除く。）があった場合、その契約期間を含め、通算して10年を超えることはできないものとする。

(給与等)

第5条 任期付教員に対する給与及び待遇については、別に定める。

(運用細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、部長会の審議を経て、学長が決定する。

2 この規程を改廃した場合は、法第5条第4項の規定に基づき、ホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表第1（法第4条第1項第1号関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任の可否
神学部	教授、准教授	5年	不可
文学部（全学科が対象）	教授、准教授	5年	不可
社会学部（全学科が対象）	教授、准教授	5年	不可
法学部（全学科が対象）	教授、准教授	5年	不可
経済学部	教授、准教授	5年	不可
商学部	教授、准教授	5年	不可
政策学部	教授、准教授	5年	不可
文化情報学部	教授、准教授	5年	不可
理工学部（全学科が対象）	教授、准教授	5年	不可
生命医科学部（全学科が対象）	教授、准教授	5年	不可
スポーツ健康科学部	教授、准教授	5年	不可
心理学部	教授、准教授	5年	不可
グローバル・コミュニケーション学部	教授、准教授	5年	不可
グローバル地域文化学部	教授、准教授	5年	不可
グローバル・スタディーズ研究科	教授、准教授	5年	不可
脳科学研究科	教授、准教授	5年	不可
司法研究科	教授、准教授	5年	不可
ビジネス研究科	教授、准教授	5年	不可
日本語・日本文化教育センター	教授、准教授	5年	不可
ハリス理化学研究所	教授、准教授	5年	不可
免許資格課程センター	教授、准教授	5年	不可
グローバル教育センター	教授、准教授	5年	不可

別表第2（法第4条第1項第2号関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任の可否
神学部	助教	5年	不可
文学部（全学科が対象）	助教	5年	不可
社会学部（全学科が対象）	助教	5年	不可
法学部（全学科が対象）	助教	5年	不可
経済学部	助教	5年	不可

商学部	助教	5年	不可
政策学部	助教	5年	不可
文化情報学部	助教	5年	不可
理工学部（全学科が対象）	助教	5年	不可
生命医科学部（全学科が対象）	助教	5年	不可
スポーツ健康科学部	助教	5年	不可
心理学部	助教	5年	不可
グローバル・コミュニケーション学部	助教	5年	不可
グローバル地域文化学部	助教	5年	不可
グローバル・スタディーズ研究科	助教	5年	不可
ビジネス研究科	助教	5年	不可
日本語・日本文化教育センター	助教	5年	不可
ハリス理化学研究所	助教	5年	不可
人文科学研究所	助教	5年	不可
アメリカ研究所	助教	5年	不可
免許資格課程センター	助教	5年	不可
グローバル教育センター	助教	5年	不可

別表第3（法第4条第1項第3号関係）

教育・研究組織名	対象となる職名	任期	再任の可否
歴史資料館	教授、准教授	5年	不可
学習支援・教育開発センター	教授、准教授、助教	5年	不可
高等研究教育院	教授、准教授、助教	5年	不可